

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農林漁業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、平成27年3月末をもつて廃止される状況にある。

免税軽油は、農業機械や船舶、スキー場で使う圧雪車、重機など農林漁業やスキー場の経営にとって大きな援助制度となってきたものであり、これまでも延長措置が講じられてきたが、引き続き制度の存続が求められている。

この免税軽油制度が廃止されれば、今でさえ困難な農林漁業経営、索道事業経営への負担は避けられず、また、地域産業の振興を図る観点からも、その継続が強く望まれるものである。

よって、国においては、これらの実情を深く理解され、免税軽油制度の継続に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し見直しを求める
意見書

平成25年12月6日、参議院本会議において特定秘密の保護に関する法律が成立した。

この法律は、安全保障に関する重要な情報を入手し、その漏えいを防止し、国民の安全や国益を守ることを目的としたものであるが、拙速な国会審議を経て成立したため、政府に対する国民の不信感が増してしまったことは否めない。

さらに、法律の表現に曖昧な点があることから、政府の見解と、反対している野党及び一部報道機関の見解との間に処罰対象などで多くの相違があり、その原因は国民に対する周知不足によるものであると考えられる。

よって、国に対してこの法律が拙速な国会審議により成立したことに抗議するとともに、曖昧な表現を改めるよう見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

地方自治体の自主性の尊重を求める意見書

一部報道によると、政府は、平成25年度中の実施を求めていた地方公務員給与削減の方針に応じなかった市町村に対し、平成26年5月に配分予定の公共事業関連の補助金を減らす方針を固めたとのことである。これは、国の要請に応じ給与をカットした自治体には公共事業費の最大4割を補助し、応じなかった自治体には、原則3割の補助にとどめる内容であるという。

当市では、平成22年度から平成24年度までの3年間自主的に給与削減を行ってきた。そのため、直後に要請された給与削減には応じておらず、補助金の減額が想定されている。また、当市以外でも給与削減に応じなかった自治体もあり、これは、自治体の自主性によりそれぞれ地域の実情を考慮して独自の行財政改革努力を行い、要請された給与削減をしない判断をしたものであるといえる。

国の要請に応じたかどうかによる要素が補助の割合に影響する制度は、地方分権改革の流れに逆行するものであり誠に理不尽なものである。さらに、この方針は国の意向に従わない自治体に対する事実上の制裁措置であり、地方自治体の自主性を奪う横暴であると言わざるを得ない。

よって、国においては、国の意向によって地方の財政を束縛するような方針を撤回し、これまでの地方自治体の取組を十分に考慮し、地方自治の自主性を尊重するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

容器包装の発生抑制と再使用の促進を求める意見書

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）では、リサイクルのための容器包装の分別収集及び適切な保管を市町村の責務としています。そのため、上位法である循環型社会形成推進基本法において、資源の循環的な利用及び処分に係る優先順位を、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の順としているにもかかわらず、現状ではリサイクル優先に偏っているとの指摘があります。

このような中、家庭からのごみ総排出量の減量は不十分であり、環境によりリユース容器が減少し、リサイクルに適さない容器包装もいまだに使われています。

この根本的な問題は、市町村が容器包装を分別収集しているため、事業者が容器包装を選択するに当たって、発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとする十分な誘因が働かないことにあり、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっています。地球温暖化の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、国及び政府関係機関においては、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するため、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法整備を行うこと。
- 2 リサイクルの社会的コストを低減させるため、容器包装の拡大生産者責任を強化し、現在市町村が負担している分別収集・加工保管の費用について、事業者の負担とする制度を創設すること。
- 3 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 4 リデュース及びリユースの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

医療費助成制度の現物給付導入に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書

全国の地方自治体で実施されている医療費助成制度は、患者の経済的負担を軽減することで安心して医療が受けられるよう、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等を対象に、自己負担分を助成する制度です。

国は、医療費助成制度において、医療機関窓口での自己負担分を減額する現物給付は、安易な受診の助長につながり、一般的に医療費の増大が見られるとして、現物給付を導入している地方自治体に対し、国民健康保険国庫負担金を減額する措置を講じています。そのために、現物給付を実施できない地方自治体もあります。これは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであります。

医療費助成受給者にとって現物給付のメリットは、医療費助成の申請手続きが不要であるとともに、医療機関窓口において負担上限額以上の医療費の支払いを求められないことです。そのため受診しやすく、傷病の早期発見、早期治療が可能になります。

よって、国及び政府関係機関においては、国民の健康増進と傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、医療費助成制度の現物給付導入に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置を早期に廃止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入等を求める意見書

全国の地方自治体で実施されている医療費助成制度は、患者の経済的負担を軽減することで安心して医療が受けられるよう、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等を対象に、自己負担分を助成する制度です。

国は、医療費助成制度において、医療機関窓口での自己負担分を減額する現物給付は、安易な受診の助長につながり、一般的に医療費の増大が見られるとして、現物給付を導入している地方自治体に対し、国民健康保険国庫負担金を減額する措置を講じています。そのような現状であるため、岩手県では現物給付が導入されず、医療費助成の給付方法は償還払いとなっています。

医療費助成受給者にとって現物給付のメリットは、医療費助成の申請手続きが不要であるとともに、医療機関窓口において負担上限額以上の医療費の支払いを求められないことです。そのため受診しやすく、傷病の早期発見、早期治療が可能になります。

よって、県においては、県民の健康増進と傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 県は医療費助成制度について現物給付を導入すること。
- 2 医療費助成制度の現物給付導入に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置を、早期に廃止するよう国に求めること。また、廃止されるまでの減額分については、県が補填すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

介護保険「要支援者」への保険給付の継続を求める意見書

高齢化が急速に進展し、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯など家族介護に頼れない世帯が増加の一途をたどる中、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっています。

そのような中で、国は社会保障制度の見直しを進めるとし、要支援者に対する介護予防給付は、市町村事業へ移行させていく方針を示しました。その後、介護予防給付のうち訪問看護や訪問・通所リハビリ等は、多様な形態でのサービス提供の余地が少ないことから、予防給付を継続するとした一方で、訪問介護及び通所介護については、市町村が地域の実情に応じて取り組む地域支援事業へ移行するとし、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が平成26年2月12日に閣議決定され、国会に提出されました。

本来、介護保険制度は「家族が支える介護から社会が支える介護へ」を目指して創設された制度で、40歳以上の国民が介護や支援が必要となった時のために介護保険料を支払っています。給付対象を狭めることにより、介護保険料を支払っても利用できないという風潮が強まることも危惧されます。

また、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができます。

介護保険は超高齢社会の命綱であり、これからも支援を必要とする人に適切な給付が行われ、信頼に足る制度として機能することが求められています。

よって、国及び政府関係機関においては、要支援者への介護給付を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会

子宮頸がん予防ワクチンの重篤な副反応についての検証と被害者救済を 求める意見書

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスに長期にわたり感染することで発生すると考えられており、ワクチン接種が子宮頸がんの予防に有効だとされています。そのため、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種となりました。

しかし、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない副反応が発生しており、持続的な痛みを訴える重篤な症例も数多く報告されています。そのような状況の中、国では積極的な接種勧奨を差し控えるとし、有効性とリスクを十分に理解した上でワクチン接種を受けるようにしてほしいと呼び掛けています。子宮頸がんの予防効果が期待される一方で、ワクチンの副反応への国民の不安は払拭されていません。

また、様々な副反応が起きていることから、ワクチン接種によるものか否か判断が分かれるケースも想定され、一刻も早く原因を究明するとともに、早急に被害者への救済を講ずる必要があります。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの副反応について、速やかに健康被害状況の追跡調査を実施するとともに、因果関係など徹底した検証を行い、国民に対して適切な情報提供を行うこと。
また、因果関係が明らかになるまでの間、定期接種の積極的勧奨を行わないこと。
- 2 子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する相談体制の構築と、治療法の確立及び治療体制の充実を早急に進めること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応の因果関係が明らかになった場合には、定期接種以前の被害者を含め、国が責任をもって補償すること。
また、副反応の疑いのある者への検査や治療等にかかる負担の軽減等の支援対策について、国において必要な予算措置を講ずること。
- 4 公立私立にかかわらず、子宮頸がん予防ワクチンの副反応と思われる症状により、教育活動の制限が生じた児童生徒の学校生活や進学について特段に配慮し、支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月20日

岩手県北上市議会